



流山市監査委員告示第10号

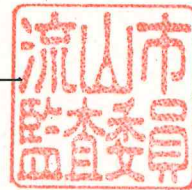
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（公金管理）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和4年9月1日

流山市監査委員 菅生 泰久



流山市監査委員 坂巻 儀一



令和4年度  
隨時監査報告書

[公金管理]

流山市監査委員

# 目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の実施日時及び場所	1
第 6	監査の着眼点及び実施内容	1
第 7	監査の結果	2

## 令和4年度随時監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

### 第1 監査の種類

令和4年度随時監査（公金管理）

### 第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久

坂巻 儀一

### 第3 監査の対象

対象部課：市民生活部市民課江戸川台駅前出張所

監査の範囲：公金等の管理に関する財務事務

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

監査の実施に当たっては、監査当日の午前9時に通知をして、監査の対象施設に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）及び公金等適正管理マニュアル（平成22年2月制定）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

### 第5 監査の期間

自 令和4年5月19日

至 令和4年8月3日

### 第6 監査の実施日及び場所

令和4年5月19日

江戸川台駅前出張所

## 第7 監査の結果

### 1 総合意見

監査の結果、市民生活部市民課江戸川台駅前出張所（以下「江戸川台駅前出張所」という。）を調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿が符合していることを確認した。

今回の公金監査で公金の入金時期等について調査した結果、遅延なく入金処理が行われ、調定の事務処理についても適切に行われていることが確認できた。令和2年度から「流山市公金等輸送業務委託」の受託業者の変更により、公金引渡し手続きにも変更が生じているが、「江戸川台駅前出張所公金及び会計伝票の取り扱い」に基づき、おおむね適正に管理していることを確認した。

江戸川台駅前出張所においては、マイナンバーカードの予約受取や新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行など、新たな業務に加え、市民課の業務以外に税務証明書や粗大ごみ処理券の取扱いなど、他課の業務も一部行っており、その業務範囲は複雑多岐にわたるが、日々適切に業務を処理し、市民サービスの向上に努めていることは評価に値する。

しかしながら、公金等を入れている金庫が施錠できるロッカーに保管されていたものの、金庫自体は施錠ができない状態であったため、施錠可能な耐火金庫等に厳重に保管するよう改められたい。

また、未使用の粗大ごみ処理券や切手の保管方法についても、現金と同様に適切に管理し、紛失等のリスクを極力低減するよう要望する。

指摘事項等については、後述する。

### 2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表 1 指摘事項等一覧】

部課名（施設名）等	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
市民生活部市民課 江戸川台駅前出張所			1					1	2	0
計	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

＜事故が発生するおそれがある事項＞

・公金等の入っている金庫は鍵のかかる書庫内に保管されていたものの、金庫自体に施錠ができない状態であった。公金の取扱いについては、金額の大小に関わらず、施錠可能な耐火金庫等に保管するなど、より厳格な管理をするよう改められたい。

(2) 検討・要望事項

・未使用の粗大ごみ処理券は、鍵のかかる書庫内で保管されていたものの、金庫等に入れることなく置かれていた。ごみ処理券についても、有価証券であることから公金同様に金庫等で保管するなど安全性を重視し、適切に管理されたい。

・切手受払簿の記入に関しては適正に行われていたものの、未使用の切手が保管されているキャビネットに鍵がかかっていなかった。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、保管場所は確実に施錠するなど適切に管理されたい。